

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社の 土地処理に関する調査特別委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年2月10日(金曜日)	開 議	午前 10 時 30 分
		閉 議	午前 11 時 21 分
出席委員	西村 立花 山本 井上 福井 馬場 湊 吉田 小島 西口 木曾 明田 (並河欠席) 石野議長 菱田副議長		
執行機関出席者	なし		
事務局出席者	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木主任		
傍聴者	市民1名	報道 1名	執行機関1名 議員4名 (酒井・中村・齋藤・中澤)

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

<西村委員長>

亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

まず、本日の日程について、事務局から説明願います。

<事務局長>

委員の皆さん、おはようございます。大変お疲れさまでございます。

本日の日程について御説明を申し上げます。

まず、さきの調査委員会におきまして、本日、参考人としてお二方をお呼びするというところでございました。

まず、JAの亀岡中央支店から支店長さんにお越しいただいておりますので、意見聴取をしていただくということでございまして、あと質疑応答を行っていただきます。

なお、司法書士さんにつきましては、連絡をさせていただきましたが、思っていることなりがなかなかうまく伝わらないのではないかとということで、質問を文書でいただければ文書で回答させていただくということの申し出がございました。この件に関しましては後で御協議をいただきまして、しかるべき決定をいただきたいというように思っております。

そして、2点目といたしまして、今後の調査についてということで、資料にも案として付けておりますが、論点整理なり今後の調査事項等について御協議をいただきたいということでございます。

そしてその他といたしまして、本日19時30分から議会報告会がございまして、その中でこの特別委員会の報告も行うこととなっておりますので、どのように報告をするかということ、報告の仕方あるいは内容につきまして、一定整理をいただきたいということでございます。

そして、最後に、次の委員会の日程等をお決めいただき、委員会を終えていただきたいということでございます。

なお、本日、並河愛子議員につきましては、療養のため欠席をされますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

<西村委員長>

それでは本日、ただいまの日程で進めてまいります。

## 2 調査事項

土地処理にかかわる借り入れについて（参考人意見聴取）

<西村委員長>

それでは、まず土地処理について、参考人意見聴取を議題といたします。

さきの委員会で決定しておりますとおり、参考人着座まで暫時休憩といたします。

（休 憩）

〔参考人 入室〕

10:04

<西村委員長>

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

京都農業協同組合亀岡中央支店様、本日は大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、事前をお願いをしておりました事項について、順次説明をお願いいたします。

<JA支店長>

それでは、失礼をいたします。

私、ただいまありましたように、京都農業協同組合亀岡中央支店支店長をしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回の融資につきまして、経過報告を、というふうなことでございますので、簡単に説明をさせていただきます。

平成18年12月4日、土地開発公社より亀岡駅北側の事業用地取得のために、5億円の融資を願いたいという申し込みを受け付けました。事前のお伺いの後、12月12日に正式な申込書を受けまして、稟議そして役員決裁を経て、12月25日に実行処理をいたしました。

本案件につきましては、3年の返済期間でございましたが、平成20年3月31日に全額返済となっております。

経過については以上でございます。

<西村委員長>

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。御質疑ございませんか。

<吉田委員>

おはようございます。大変御苦労さまでございます。

議会までわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

今、非常に簡便な御説明をいただいたわけではありますが、実は前回、当時の常務理事、常任理事をお呼びした際に、住宅公社への融資をJAさんをお願いしたところ、土地開発公社であれば貸せるという返答であったので、土地開発公社で融資を受けたんだというようなお話を伺いました。この点についての経過なり、御説明いただければと思います。

<JA支店長>

私も新聞報道等によってその記事を見ました。今の吉田議員のおっしゃっている内容については、そのようなことは一切言っておりません。言ってないです。

<吉田委員>

重大な証言というか、お話の食い違いがあるわけですが、最終的に土地開発

公社に融資をいただいた際に、私も一度しか、自分の家を購入するときしか、そういう融資だとか売買契約ってやったことがないんですけれども、金融機関さんにお伺いをして、売り主さん、買い主さん、あと登記をする司法書士さん、金融機関さんとが普通は集まって一々処理をするというような形態をとると思うんですけれども、融資を実行されたときの状況、どなたが来られてどういう状況で融資実行というふうになったのか、公の機関ですから、書類だけでパッと貸される可能性もあると思うんですけれども、どういう状況で貸されたのかということをお聞きしたいと思います。

< J A 支店長 >

一般の不動産融資ですと、当然、売買契約書なり担保設定をします。ところが、この土地開発公社との契約は、亀岡市とそして公社と私どもとの間で債務保証契約がございますので、その保証の限度額、それから期間なりをチェックしまして、その枠内で処理をしておるといような流れでございます。

< 吉田委員 >

すいません。しつこいようですが、議会のほうには住宅公社と土地開発公社の間での売買契約書が存在しないという報告をされておりました、登記をされたときは土地開発公社に確かに売り渡しをしましたという証明書だけで登記が移ってるんですけれども、本来その融資、売買代金として融資をされる際というのは、売買契約書があってその上に貸すものだとは思いますが、そのあたりの記憶というのは残っておりますでしょうか。

< J A 支店長 >

土地開発公社との取引については、先ほども申しましたように、その債務保証契約が担保となっておりますので、通常の不動産、一般の不動産取引とはまた全く違った処理となっております、おっしゃるように売買契約書等のやりとりはしておりませんし、過去においても馬堀駅とか、火葬場等がありましたけれども、そういったものはいただいておりません。

< 馬場委員 >

お忙しいときにお越しいただいてありがとうございます。

当時の責任者ではないというふうなことなので、わかりかねる部分もあれば、それはわからないというふうにお答え願えたらいいんですが。私どものこの委員会で、1月25日に、当時の常務は J A 亀岡では、住宅公社の土地では貸し付けができないと、土地開発公社なら OK だというふうに、そういうふうな協議となっている。具体的にはだれとだれが相談したのかというふうなことに対して、当時の J A の支店長さんと融資の担当者、そして司法書士と常務とで行ったんだというふうな証言だったんです。したがって、土地開発公社だけで言えば、今、支店長のおっしゃったようになると思うんですが、最初に住宅公社というところへの融資話があったのかどうかという、その記録がどうなのかというのを 1 点はお聞きしたいというふうなことです。

それから、二つ目は、保証契約というふうな話をされたんですが、片方ではこの登記に当たって、司法書士さんが参加されたことにわかるように、登記というのは 2 種類ありまして、御承知だと思いますが、業務権限でできる嘱託登記という手法を今回は使っていないんですね。それについては、なぜその嘱託登記という使いをしなかったのか、土地開発公社さん、一般的にはそれができるわけですから、そのことについてお聞きしたいのと、それと農協の申し送り書のほうで、この取引に限って司法書士さんを参加させているという、その原因なんかは理由書なんか書いてあるのかどうか、その点についてお聞きをしたい、以上です。

< J A 支店長 >

まず、当時の理事さんがお見えになったときに、当時の支店長と私が対応をしています。初期の対応も私が伺いをあげております。そのときに、住宅公社の話があったかどうかというのは、もう既に5年も経過しておりますので、大変申しわけないですけれども、覚えておりません。ただ、今から思いましても、たとえ住宅公社のお話があっても、当時、JAと住宅公社さんの融資取引はございませんので、これまで、お受けすることはないであろうと想像しています。

それと登記ですけれども、なぜ司法書士が今回参加をしていないかというようなお話でありました。これについては、私ども先ほども申しましたように、この土地開発公社さんとの取引は、債務保証契約で担保しておりますので、登記云々というのは、私どものほうからは依頼をしておりません。

それから、登記の嘱託登記がなぜかというようなことについては、ちょっと理解が私もできませんので、御返答はできません。以上です。

<馬場委員>

今のお答えで言うと、現支店長さんが当時の融資担当だったというふうに。

<JA支店長>

当時、私は支店次長でございまして、そのときの支店長はもう退職しております。

<馬場委員>

ということは、その当時の支店長さんと融資担当は別におられたというふうに認識して。

<JA支店長>

担当としてはおりましたけれども、この件については私がお話を伺っております。

<立花副委員長>

1点だけ教えていただきたいと思いますが、当時、お二方のお答えから言うと、余り聞いてもというようなこともあるかと思うんですが、経過の中で、住宅公社のほうなんです、事実上は土地開発公社に債務保証がされているので5億円貸されたということなんです、住宅公社が持っていたそもそもの土地だったわけですね、その駅の北側とおっしゃる、余部町清水というところですが、住宅公社の土地であったものを土地開発公社に名義を変えて、そこを土地開発公社に5億円貸されたということにJAさんはなっているところなんです、その前に、そのことは三井住友銀行にお金を借りていて、それを返済するためだというようなことは御存じだったかどうかということだけ教えていただけますでしょうか。

三井住友銀行に5億円返済を、住宅公社が迫られていたという、そういう経過があるんですが、そういうことは御存じだったかどうかということだけ教えていただけないでしょうか。

<JA支店長>

そのような経過は存じ上げておりません。

<木曾委員>

1点だけ簡潔に言います。

ちょっと重複するかもわかりませんが、質問が。この25日に執行されてるんですけども、この借り入れに関して、市側からはその常務理事以外はだれもかかわっていないかどうかということだけ、1点だけお聞きしたいと思います。その借り入れのときの交渉も含めてですけれども、だれとだれがかかわっていたのか、常務だけなのかどうか、その確認だけお聞きしたいと思います。

<JA支店長>

常務理事さんだけだと記憶しております。

<西村委員長>

ほかにご覧いませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

支店長様、ありがとうございました。御苦労さまでございました。

(JA支店長 退席)

今後の調査について(論点整理、調査事項)

<西村委員長>

それでは次に、今後の調査についてを議題といたします。

本日、ただいまの参考人の説明、質疑も含めまして、何が問題点であるのか、論点整理を行いたいと思います。本日は論点整理のたたき台として、論点整理表の案を添付をさせていただいております。この表をもとに、さらに問題点を明確にしていくこととしてまいりたいと思います。

まずは事務局から、この論点整理表を説明願います。

<事務局>

それでは、お手元資料、論点整理表(案)というのを御覧いただきたいと思います。

これは今までの全協なども含めまして、委員会のほうで調査を進めてきていただいたものをもとに整理をいたしました。私のほうで案を作らせていただきました。

少し内容を見ていただきますと、まず一番左の欄でございますけれども、これは事実のみの経過を示しております。18年12月25日に所有権移転があり、そしてお金を借り入れた、返済をしたということを記載しております。

そして下の段になりますけれども、20年2月には市が認知をしたということ、そして20年3月31日に是正をする所有権移転、またお金の貸し借りなども行われたということが一番左の欄のほうでお示しをさせていただきました。

真ん中の欄になりますけれども、論点ということで、何が問題点であったか、そしてどのようなことが明らかになってきたかということをお示しをさせていただきました。

(1)でございますけれども、18年12月25日の登記、借り入れについてはだれが行ったのかということに関しては、当時の兼務されていた常務理事の独断で行われた。そして市の関与はなかったということが明らかになりました。

そして(2)でございますが、そのような決定をした背景は何か、なぜ決定をしたのかということにつきましては、三井住友銀行から返済を迫られた状況があった。また京都銀行に融資を依頼したけれども断れたというような状況や土地開発公社なら市の保証があるというようなことが背景にあり、決定をしたということでありました。

そして(3)でございますけれども、どのような手続きで行われたかということに関しましては、兼務していた理事が手続きを行ったということで、これについては理事会での審議を経ずに手続きを行った。そして公印管理も常務理事がしていたので、手続きが行われたということでございます。

そして(4)でございます。手続きしたあとの処理また報告についてはどうであったかということにつきましては、理事長、会長への報告はしないで、理事会のほうにも報告はされていないということがございました。書面上は三井住友銀行に借り入れを継続している状況で進められておりました。

また、それと並行して元に戻すために、住宅公社では京都銀行の借り入れができな

いかという交渉は続けられていたというようなことも明らかになりました。

そして(5)でございますけれども、平成22年の2月、市が認知をした、その後の状況はということで、市長から元に戻すよう命令が下されたということがございました。また、住宅公社が京都銀行から借り入れできるように、市も対応をしたというようなお話もございました。

そして事実としては、市が認知した後も1年間、常務理事の就任は継続されて、また公印管理も引き続き行われていたというようなことがありました。

ということ論点として一定整理させていただきました。

右の欄になりますけれども、問題の所在は何か、問題点は何かということ事務局で入れさせていただきましたので、論点も含めまして、この後、御協議をいただいて、この表をたたき台に論点整理を行い、表をまとめていただければと思っております。事務局で考えた問題の所在といたしましては、一つは常務理事が独断で行える環境が問題ではなかったかというふうに思います。そして、印の二つ目でございますけれども、住宅公社への厳しい状況への市のかかわり方というふうに書いておりますが、市というのは表現誤っております。会長や理事長のかかわり方というように訂正をお願いしたいなと思います。理事長はほかの事業を進めたいので、厳しい状況のことをあまり意識していなかったというようなお話もございましたので、そういう点を指摘しているものでございます。

そして三つ目の でございますけれども、三井住友に借り入れを継続した状況で、決算書なり、事業計画、事業報告書が書かれていましたので、これは虚偽の記載報告ということになるという問題があるかというふうに思います。

そして次の でございますけれども、市が認知した後、公表もしないまま是正を図ったということも問題だと思えますし、またその後、雇用継続、あるいは公印管理の継続なども問題点として上げられるのではないかと思います。

そして、前回の委員会でも問題となっております意見聴取、理事者なり、それから常務理事のお話の中で、20年1月から3月の処理につきましては、市が認知したことや、京都銀行さんとの融資の交渉などについては少し時期的な食い違いがあるということで、問題かなというふうに思い上げさせていただきました。

以上のように表をまとめました。まだまだ不十分だと思いますので、この後、御協議をいただきたいと思います。

もう一つ資料としては、委員会の内容を経過として付けさせていただきました。できましたら議会報告会にもこの資料を使っていただければというふうに思っており、作らせていただきました。また論点整理の後には、冒頭に局長のほうからも申しましたけれども、司法書士さんには、文書質問ということでしたので、その内容についてどういう点をお聞きいただくかということも御協議いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

<西村委員長>

まとめた案の説明をいただきました。

これだけではまだ不十分というふうに認識をしておりますので、このほかに論点整理すべき事項や問題点をここで御意見を賜りたいというふうに思います。

<吉田委員>

今日のお話でここは明確になっているんですけども、明らかに加茂常任理事とJ Aさんの証言が真っ向から食い違っている。これは明らかにする義務があると思えます。以上です。

<馬場委員>

その辺が食い違っているかどうか、ちょっと評価がいろいろあると思いますが、今、事務局のほうから一覽でいただいたんですが、とりわけどのような手続きで行われたのかという点で、3のですね。公印管理を常務理事がしていたと。5のでも公印管理は常務がしていたと。恐らくここが非常に不可解なところで、そこに集団的な関与があったのかというのが非常に決め手になると思うので、管理は確かにしたとしても、その決裁をすること、管理することとはんこつくことは別ですからね。それも自由に、奔放にやっていたのかというふうな中身を一つはやっぱり確認する必要があるんじゃないかなと思うんです。

それから私、経過で見てもう一つわからないなというのが、疑問が出ているのが、その平成18年12月にそういう相談をしたと、今の話ではどうも12月4日というふうになって、特定できるような感じですが、これを単純にJA側は、土地開発公社からももう既に申し込みがあったと。土地開発公社から、というふうなもう完了形で言われていますけれども、ここのちょっとやっぱり吉田委員が言われる中身は、ここの食い違いだと思うんですけどね。つまり、全然住宅公社が出てないんですよ。しかし、加茂常務の話では住宅公社をまず最初にやって、それでやりとりしてということなんで、やっぱりそこは少なくとも相談をされたのかという、だれとだれが相談されたのかというのは、これは非常に重要なポイントなんで、ここはやっぱり食い違いがあると非常に具合が悪いだろうなというふうに思っています。

それから、もう一つ、私、疑問に思っているのは、2008年、平成20年の3月31日に、いわゆる元に戻す段階なんですけれども、その段階にはかるように、その前の平成20年1月に京都銀行が住宅公社に貸し付けをOKと言ってきたと。こういうふうな、ある日突然、住宅公社の経営状態というのはそんなによくなってないはずなのにOKと言ってきたと。これがその今の事務局がつくっていただいた「認知後、公表しないまま是正」という、問題の所在、その前の段階にくるんじゃないかなと、つまり戻す前の段階でいわゆる貸し付けの展望が出たから戻そうかというふうなことで、そこはどうしてもわかりづらいとこなんで、住宅公社の経営は悪くはなれよくはなっていない兆しなので、そこら辺はもうちょっと知りたいなというふうに思っています。

あと、残念ながら司法書士さんがお越しいただけなかったんですが、司法書士さんには文書で、何月何日にだれとだれとの席の中でどういうお手伝いをされたのか、中身を。それぐらいは聞けるんじゃないかなと。いわゆる自分の業務の守秘というふうなことであるならば、こちら側から証言を含めて、これで間違いないかというふうな聞き方をしたらどうかなと思います。

以上です。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

もう出尽くしたというふうに思いますので、ただいまのこの案にさらに吉田委員、馬場委員の御意見をつけ加えて整理をさせていただくことにします。よろしいですか。

<吉田委員>

整理をしたものを、それで決定でなくて1回確認をしていただいて、もう一度次の委員会でこれによろしいかということをお願いさせていただいたほうがいいかなと思います。

<西村委員長>

次の委員会は、文書で司法書士さんに依頼をして、そして文書をいただいた上で検

討いただくと、審議をいただくというふうな形になっておりますので、これを事前にということになりますと、ちょっともう会議を開く間がございませんので、それぞれまとまった段階でお手元に配付をするという形によろしゅうございますか。

<吉田委員>

事前に配っていただくのは結構なんですが、次の委員会でその文書を見てから、司法書士さんの返答を検討する会議の段階で、これでいいですかというのをもう1回諮っていただきたいということです。

<西村委員長>

そしたら事務局、そのような手順でひとつ準備をお願いいたします。よろしいですか。

一応まとめていただいて、今の件をこれにプラスしていただいて、お手元に配付をいただき、事前に、それで最終、今度次回の会議で再検討をすると。もう再検討とはならんかとは思いますが、次の会議で審議、議論いただくという形にしたいというふうに思います。

<事務局>

司法書士さんへの質問は、次のときに決めるということですか。最終決定することですか。並行的にですね。

<西村委員長>

司法書士さんの文書をまた検討いただくと。回答を。

<事務局>

そのときに回答を検討いただくんですから、その前の質問については、今、先ほど最低限、だれとだれが手伝うということ馬場委員からありましたけれども、それは入れるということですね。それ以外に入れておくというようなことはあるのでしょうか。

<吉田委員>

通常その公の財産に関する登記移転と違う点があったのか、なかったのか、不自然等はなかったのかという質問をしていただきたいと思います。

<西村委員長>

ちょっとややこしいんですけども、今は司法書士さんに聞く中身を言っているだけで。

それでは、ちょっと仕切り直しをいたしまして、司法書士さんにどんな中身を聞いていくかということに切りかえて。今、吉田委員から一つは言っていました。ほかにございませんか。

[「馬場委員の」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そうやね。それと。

そしたら、その点によろしゅうございますか。

<吉田委員>

やっぱり、一問一答じゃないですけども、やりとりの中でわかることがあって、文書での回答をいただいた際に、再度、疑義が生じる可能性があるのも、司法書士の先生には大変御迷惑をおかけするかもしれませんが、再度、回答に関して質問をするかもしれないということもあわせてお伝えをいただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

<西村委員長>

その程度はよいというふうに思いますので、そのようをお願いをしておきます。

そうしましたら、司法書士さんの確認事項でございます。

事務局、整理を。

<事務局>

まず第1点目でございますけれども、一つはいつ、だれが、手続きをしたのか、司法書士さんと協議をして手続きをしたのかと、そういう経過の流れでいつ、だれとしたかというところを明らかにするというのが1点ですね。

それと、通常の所有権移転登記と変わらない状況の登記であったかということも一つあったかというふうに思います。

そして、また再度質問するかもしれないということ。

この三つだというふうに確認させていただきます。

<吉田委員>

通常の所有権移転登記というよりは、民間同士の移転と、公の土地の移転とは多分手続きの方法が違うと思うので、通常の公の土地の所有権移転登記とか、公の財産管理についての手続きと比べて同じだったのかという、何か不自然な点はなかったですかというところをお聞きしたいというふうに思います。普通の民衆の売買に関してと比較してということではないので。

<事務局>

承知しました。

<西村委員長>

そしたら、もう再確認せんでよろしいか。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたらそのようなことで、司法書士さんのほうに質問をさせていただくというふうにいたします。

それから、論点整理ですけれども、この論点整理表について追加をする関係の件は、ただいまさきに申し上げましたように、それぞれ委員さんから意見をいただきましたので、その意見も含めるということで確認をいたしたいというふうに思います。

<菱田副議長>

すいません。オブザーバーですが、申しわけございません。

先ほど吉田委員さんの御指摘の中で、加茂常務さんの証言とJAの証言が異なるというお話がございましたね。この点については、一定、議事録を見て、もう一度委員長のほうで整理をいただいて、どの点が違うのかということを確認して議論しないと、誤解があると後々これが違った方向にいつてしまうといけませんので、特に加茂常務さんの発言とこの辺の整理をよろしくお願いをいたします。

<西村委員長>

整理をいたしておきます。

### 3 その他

議会報告会について

<西村委員長>

それでは次に、3 その他の件にまいります。

議会報告会についてでございますけれども、今日の議会報告会で本委員会の調査を報告することとなります。報告会では資料となる議会だよりを中心に担当の方が説明されることとなっておりますけれども、特にこの分は説明しておく、また注意すべき事項等があれば御意見をいただきたいと思います。

ただ、ここに論点整理表という案が出ておりますけれども、ただいまの中身を含めた中で、きょうの説明はこの整理表の中で説明をいただけたらというふうに思います。質疑また応答もこの表によってというふうに思いますが、いかがでございますか。

経過なんかは、その議会だよりに書いてありますので、大体説明の中身というたら、あんまり中に入っただけの説明というより、経過に基づいてしていただいて、そして若干これに触れてもらおうと、ほかに質疑があればまたこれによって回答をいただくというふうなところでどうでございますか。

< 湊委員 >

多分質問が集中することが予測されるので、内容については隠さず言わなあかんと思います。もう名前出していいんかね。それだけ決めといてください。それだけ決めといてもろたら、あとはもう。

< 事務局 >

公社の理事さん、加茂常務、それから畠中元理事長、寸田元理事長というお名前はいいかと思います。

J Aさんは職名だけですね。お名前ではなくて。支店長様がよいのかなというふうに思います。

< 西村委員長 >

ほかにございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

< 西村委員長 >

そうしましたら、質問が集中すると思いますけれども、うまく説明をいただきますようお願いをしておきます。

#### 次回委員会

< 西村委員長 >

次に、次回の委員会でございます。

< 立花副委員長 >

すいません。副委員長をしながら、ちょっとこういうところで言うのも何なんですけど、次回の委員会というのは、先ほども質問も出ておりましたように、論点整理の関係もあるわけですが、司法書士さんの文書での回答ということが主な内容かなというふうに思うんですね。しかし、先ほど事務局のほうから、論点整理表に問題の所在ということで、例えばちょっとごらんいただきたいと思うんですが、右のほうに 印をされておりますように、住宅公社の厳しいその運営で、経営の状況の中で、会長やまた当時の土地開発公社の理事長も含めてのかかわり方について、こういう問題でこういう知らぬ存ぜぬでよかったのかどうかという問題、それからまた、決算書などの公文書の中の虚偽記載ですね。それから平成 20 年のこういった問題が明らかになった段階で、その問題を公表されなかったという問題ですね。それから同じ常務理事が引き続き雇用継続がされた問題。それから公印管理の継続の問題だとかという、こういった問題を私は参考人として弁護士を呼んで、顧問弁護士に来ていただいて、法律家としての考え方をこの委員会でやはり聞く必要があるのではないかなというように思うんです。ですから、次回に司法書士さんの書面で出していただくのを検討と同時に、同じようにもう 3 月定例会も間もなくですので、それまでに日にちが予定されるなら、そのときに弁護士さんの都合も聞いて、こういった内容について弁護士さんの考え方を調査特別委員会でお聞きするというのをしたらどうかなというふうに思うんですけど、次回に合わせて。ということで一度、御意見を聞いていただいて

お諮りいただきたいと思います。

<西村委員長>

私もそうは思います。しっかりとやはり専門家に押さえておいてもらう必要があると思いますので、そのような方向で進めてまいりたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

<吉田委員>

今、弁護士さんは非常に結構かと思うんですけども、顧問弁護士と言われたので、市の顧問弁護士呼んでいいんかいなという気がしているんですが。こういう場合って、市の顧問弁護士を使うものなんですかね。向こう側のというか、行政と議会で言うところの行政側の代理人の方ですから、議会でその方を呼ぶというのは適切なかどうかというところが若干疑問なんですけど。

<事務局>

一番初めに私も気にしたところはそこなんですけど、基本的には公正な法律的なアドバイスをいただくということですし、市と言えば議会も市の機関の一部にはなりますので、たしか住宅公社とかの顧問弁護士は多分されてなかったかと思えますので、この法律的な純粋な意味でアドバイスを聞くという場合については余り差し支えないのではないかなという具合に思います。それでも事前に担当と言いますか、顧問弁護士の窓口になっているところに聞いてみましたら、そういう相談にも応じるということではございましたので、よいのかなという具合に思っております。

<馬場委員>

今の事務局長の説明でOKだと思うんですが、いずれにしても事件になった場合には、弁護士法によって、議会の対立することをそれぞれやることはできませんから、それ以前のやっぱり相談なんで、構わないんじゃないのかなと。

ただ1点だけ、登記関係に強い方とそうでない方といらっしゃるので、そこは評価してもなんですが、そういう点は大丈夫なのかなという感じがしますが。

<事務局>

今、予定しているのは松枝先生になるかと思うんですけども、オールラウンドでやっておられるので、多分大丈夫だというふうに思います。

<西村委員長>

それではそのように決定をいたします。

次の委員会の日程でございますけれども、司法書士さんのほうは、予定の期日までに回答をいただくようお願いをしますけれども、弁護士の日程がなかなか調整が必要だと思いますので、予定としては2月の22、23、24の午後の空いている時間と、大変立て込んでおりますので申しわけないんですが、こちら辺で都合によって設定をさせていただくということで御了解を賜りたいというふうに思いますが。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、本日の会議をこれで終了し、散会といたします。御苦労さんでございます。  
散 会 11:21